

(別記7)

## 女性の就農環境改善支援事業

### 第1 事業の趣旨

女性農業者が働きやすい環境の整備や地域の女性農業者グループの活動への支援等を行うことにより、女性の農業への呼び込みや定着を進め、女性農業者の確保と農村の活性化を図る。

### 第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体（以下「公募選定団体」という。）とする。

### 第3 事業の種類

- 1 女性が働きやすい環境の整備、地域の女性農業者グループの活動への支援
- 2 女性農業者グループ等の先進的な取組事例等の発信
- 3 検討会の開催等

### 第4 事業の実施等

公募選定団体は、次に掲げる事業を実施する。

- 1 女性が働きやすい環境の整備、地域の女性農業者グループの活動への支援  
女性の農業への呼び込み・定着を図るため、公募選定団体は（1）の取組を実施する（2）の地域取組主体に対して、その取組に必要な経費を補助する。

#### （1）地域取組主体の取組内容

以下のいずれか又は両方の取組を実施すること。

- ① 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保
- ② 女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組

#### （2）地域取組主体

以下の要件を満たすこと。

- ① 市町村、農業協同組合等の関係団体、民間団体、協議会又は女性農業者グループのいずれかであること。なお、協議会及び女性農業者グループについては、次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、全ての構成員がこれに同意しているものとする。

（ア）目的

（イ）代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局

（ウ）意思決定の方法

（エ）解散した場合の地位の継承者

（オ）事務処理及び会計処理の方法

（カ）会計監査及び事務監査の方法

（キ）その他運営に関して必要な事項

- ② 次に掲げる実施体制を整備していること。

（ア）管理運営において「代表者」を定めること。

（イ）経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有する者を「経理担当者」として定めること。

#### （3）公募及び審査

公募選定団体は、(2)の地域取組主体の選定に際して、公募要領及び審査要領を定めた上で、公募を行い、有識者等による審査会により選定を行う。また、これを修正する場合は、経営局長の承認を得るものとする。

#### (4) 補助金額

公募選定団体から地域取組主体への補助対象は、(1)の取組に係る費用とし、1地域取組主体当たりの補助金額の上限は、(1)の①は300万円、②は50万円とする。

#### (5) 女性の就農環境改善計画

地域取組主体は、女性の就農環境改善計画(別紙様式第1号)により、女性の農業への呼び込み、定着又は活躍のための取組、本事業を活用した取組及び女性農業者確保の目標を策定し、別紙様式第2号により公募選定団体から承認を得るものとする。また、本事業実施後には、公募選定団体が別に定める日までに別紙様式第2号及び3号により、実績を報告するものとする。

#### (6) 経理管理方法

地域取組主体の本事業に係る経理は、独立の帳簿により他の経理と区分して管理することとし、経理担当者はこれを的確に管理するものとする。

#### (7) その他

地域取組主体は、(1)の①で確保する施設等については広く活用されるよう努めるものとする。

### 2 女性農業者グループ等の先進的な取組事例等の発信

公募選定団体は、異業種との連携や女性の農業への呼び込み等の女性農業者グループ等の活動の推進、取組事例の調査、情報発信等を行う。

### 3 検討会の開催等

公募選定団体は、1及び2の事業実施に当たっては、有識者等による検討会を開催し、有識者等から助言を受けて内容を検討するとともに、1の(3)に示す公募及び審査を行う。

また、1の(1)の②の地域取組主体の女性の就農環境改善計画(別紙様式第1号)について、公募選定団体のホームページに公表するとともに、その取組について事例集を作成する。

## 第5 事業計画等

### 1 事業計画

公募選定団体は、女性の就農環境改善支援事業計画(別紙様式第4号)及び第1の1の(3)に示す公募要領、審査要領及び第6の1に示す交付規則を作成し、交付申請時に添付するものとする。

また、公募選定団体は、事業の実施において担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業計画を変更等承認申請時に添付するものとする。

### 2 実績報告

公募選定団体は、事業実績報告(別紙様式第5号)を事業完了後1か月以内又は事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに経営局長に報告するものとする。

## 第6 補助金の交付等

### 1 補助金の交付

公募選定団体は、第4の1の(2)の地域取組主体の必要経費を補助するため、必要な事項を定めた交付規則を定めるものとする。

### 2 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費であって本事業の対象として明確

に区分することができるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。  
なお、公募選定団体は、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

## 第7 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、公募選定団体、都道府県、農業関係団体等の本事業の関係機関は互いに密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めるものとする。

## 第8 報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、公募選定団体に対し必要な事項の報告を求め、また、現地への立入調査を行うことができるものとする。また、本事業の実施に関し、公募選定団体に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第9 個人情報の取扱い

公募選定団体は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令における個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本事業の実施により得られた個人情報について厳正に取り扱うものとする。

## 第10 その他

第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、本事業の業務の一部を委託できるものとする。

別表	補助対象経費
別紙様式第1号	女性の就農環境改善計画（実績）
別紙様式第2号	令和4年度女性の就農環境改善計画の承認申請（実績報告）について
別紙様式第3号	令和4年度女性の就農環境改善支援事業の実施状況に関する報告について
別紙様式第4号	女性の就農環境改善支援事業計画（実績）
別紙様式第5号	令和4年度女性の就農環境改善支援事業計画の実績報告について

(別表)

補助対象経費

区 分	内 容
消耗品費	事業を実施するために必要となる原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費
旅 費	事業を実施するために必要となる公募選定団体から依頼を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な交通費等の経費
謝 金 (注2) (注3)	事業を実施するために必要となる資料整理、補助、専門知識の提供、資料の収集等の協力者に対する謝礼に必要な経費
技能者給 (注1) (注3)	事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し、公募選定団体が支払う実働に応じた対価
賃 金 (注1) (注3)	事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
役務費	専ら事業を実施するために必要となるそれだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等を行うために必要な経費
委託費	事業の交付目的たる事業の一部を他の団体に委託するために必要な経費
専門員等設置費 (注1) (注3)	事業を実施するために必要となる企画・運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合に必要な経費
備品費 (注4)	事業を実施するために必要となる設備（機械・装置）・物品等の購入及びこれらの据付等に必要な経費（農業用機械を除く）
会議費	事業を実施するために必要となる会場借料
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費
通信運搬費	事業を実施するために必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費
使用料及び賃借料	事業を実施するために必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料
その他	事業を実施するために必要となる広告費、文献等購入費、複写費、収入印紙の経費など他の費目に該当しない経費
地域取組主体への補助	地域取組主体が行う取組に対する補助に係る経費。 補助対象経費については上記の経費に準ずる。

- (注1) : 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法によるものとする。
- (注2) : 事業における有識者への謝金の取扱いについては、謝金単価の設定根拠を明確にした上で、業務日誌等により管理するものとする。
- (注3) : 賃金、専門員等設置費、技能者給及び謝金については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。
- (注4) : 「備品」については、第1の1の事業以外は補助対象としない。

### 女性の就農環境改善計画（実績）

（令和4年度女性の就農環境改善支援事業）

実施するメニュー （該当に○）	第4の（1）の①（施設等確保の取組）	
	第4の（1）の②（グループの新たな取組）	

#### 1 地域取組主体の概要

名称		
所在地		
代表者		
主な組織の事業内容（注）		女性農業者の人数： 人

（注）主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

#### 2 事業実施体制

--

（注）実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

#### 3 女性の農業への呼び込み・定着・活躍のための取組計画（実績）

（1）地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題（注）

--

（注）（2）、（3）の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保にかかると計画（実績）（注1）

確保する施設等の区分		①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他					
区分番号 （注2）	時期	確保場所	数量	利用する 女性農業 者（注3） の人数	事業費 （千円）	国庫補助金	備考
計							

(注1) 公募選定団体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、確保する施設等の名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事者とする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。（3）において同じ。

(3) 女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組にかかると計画（実績）（注）

取組区分		①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等にかかる取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他					
区分番号	時期	内容	実施回数	参加する 女性農業 者の人数	事業費 （千円）	国庫補助金	備考
計							

(注1) 取組ごとに具体的に記載すること。また、公募選定団体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。

4 本事業を活用した取組計画（注）

時期	取組内容・回数	備考

（注）3の取組を踏まえ、5の目標の達成のために実施する取組内容を具体的に記載する。また、第4の1の（5）の実績報告においては記載不要。

5 女性農業者確保の目標（注）

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数（注）	人
（女性農業者の新規確保人数の内訳） 自営農業就業者 人、雇用就農者 人、アルバイト等 人	

（注）本事業完了日の翌日から事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第4の1の（5）の実績報告においては記載不要。

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

※第4の1の（5）の計画の承認申請においては、本様式中の「（実績）」を削除すること。



(別記7 別紙様式第2号)

年月日

公募選定団体の長

所在地

地域取組主体名

代表者氏名

令和4年度女性の就農環境改善計画の承認申請（実績報告）について

新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記7の第4の1の（5）に基づき、別添のとおり女性の就農環境改善計画（実績）の承認申請（実績報告）を提出する。

（注1）別紙様式第1号を添付する。

（注2）事業計画を変更しようとする場合にあつては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては「承認」を「中止（廃止）承認」と置き換えること。

年月日

公募選定団体の長

所在地  
地域取組主体名  
代表者氏名

令和4年度女性の就農環境改善支援事業の実施状況に関する報告について

新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記7の第4の1の（5）に基づき、下記のとおり実施状況を報告する。

記

実施したメニュー (該当に○)	第4の(1)の①(施設等確保の取組)	
	第4の(1)の②(グループの新たな取組)	

1 本事業における取組の概要

[Empty box for summary of activities]

2 本事業を活用した取組実績(注)

時期	取組内容・回数	備考

(注) 1の取組を踏まえ、3の目標の達成のために実施した取組実績を具体的に記載する。

3 女性農業者確保の実績

女性農業者の 新規確保人数(注)	目標	実績
	人	人
	(内訳)	(内訳)
	・ 自営農業就業者 人	・ 自営農業就業者 人
	・ 雇用就農者 人	・ 雇用就農者 人
	・ アルバイト等 人	・ アルバイト等 人

(注) 本事業完了日の翌日から事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数

女性の就農環境改善支援事業計画（実績）

1 公募選定団体の概要

名 称		
所 在 地		
設 立		
統 括 責 任 者		
担当者 連絡先	氏 名	
	部署・役職	
	電 話 番 号	
	E - m a i l	

2 事業実施方針

(注) ①本事業に取り組む全国の女性農業者グループ等を広く公募し、選定された女性農業者グループ等の適正な事業執行にかかる指導・助言等を行う観点、②全国の女性農業者等への情報発信を効果的に行う観点で本事業の実施方針を記載すること。

3 事業実施体制

(注) 実施に必要な連携先の組織等を記載する。また、事業実施主体における実施体制を記載する。

#### 4 事業計画

##### 1 女性が働きやすい環境の整備、地域の女性農業者グループの活動への支援

時期	内容		備考
	対象者	方法等	

(注) 地域取組主体の公募・選定、審査及び補助金交付の手続き等について具体的に記載すること。

##### 2 女性農業者グループ等の先進的な取組事例等の発信

時期	内容		備考
	対象者	方法等	

##### 3 検討会の開催等

###### (1) 検討会の開催計画（実績）

時期	内容		備考
	対象者	方法等	

(2) 有識者等の構成

専門分野	氏名	所属	備考

(3) 事例の普及等に係る取組

時期	内容		備考
	対象者	方法等	

(注) 地域取組主体の女性の就農環境改善計画のHPへの公表及び事例集作成について、具体的に記載。

#### 4 経費の内訳

事業の種類	事業費	うち国費	経費の内訳	備考
1 女性が働きやすい環境の整備、地域の女性農業者グループの活動への支援				
2 女性農業者グループ等の先進的な取組事例等の発信				
3 検討会の開催等				
合計				

(注) 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

(別記7 別紙様式第5号)

年月日

農林水産省経営局長 殿

所在地  
公募選定団体名  
代表者氏名

令和4年度女性の就農環境改善支援事業計画の実績報告について

新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記7の第5の2に基づき、別添のとおり女性の就農環境改善支援事業の実績報告を提出する。

(注) 別紙様式第4号を添付する